証券コード　1439
平成30年３月12日

株　主　各　位

名古屋市天白区島田一丁目1413番地
（本社　名古屋市中区栄二丁目３番１号）
株式会社　安江工務店
代表取締役社長　　安　江　博　幸

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第43回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年３月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１.日　　時　　平成30年３月29日（木曜日）午前10時
２.場　　所　　名古屋市中村区名駅四丁目４番38号
ウインクあいち（愛知県産業労働センター）９階901会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３.目的事項
報告事項
１．第43期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第43期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
●次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yasue.co.jp）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
　①連結計算書類のうち「連結注記表」
　②計算書類のうち「個別注記表」
●なお、株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yasue.co.jp）に掲載させていただきます。
●株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(添 付 書 類)

事　業　報　告

(平成29年 1 月 1 日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種政策を背景に、雇用情勢・所得環境の改善により、個人消費は緩やかな回復基調が続いております。

住宅業界におきましては、継続する日銀のマイナス金利政策の影響により住宅ローン金利が低水準で推移したことをはじめ、住宅ストック循環支援事業によるエコリフォーム補助金制度等の政府による住宅取得支援策の後押しがあるものの、個人消費における節約志向は強く、住宅市場は依然として不透明な状況にあります。

このような環境下で、当社グループは「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことをミッションに掲げ、住宅に関するニーズにワンストップで応えることにより、すべての相談に乗ることができる利便性の高い体制の構築に努めてまいりました。

また、新規の出店として愛知県にて11店舗目となる岡崎店を開設することでドミナントエリアの拡大を図り、さらにM＆Ａによる成長戦略を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,775百万円となり、営業利益は98百万円、経常利益は82百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は52百万円となりました。

なお、当社は、平成29年２月10日に東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)市場及び名古屋証券取引所市場第二部へ新規上場いたしました。

セグメントの業績は、以下の通りであります。

〈住宅リフォーム事業〉

当連結会計年度の住宅リフォーム事業においては、新規顧客獲得に向けて、実際に展示品や実例を見ていただくことができるリフォーム相談会や現場見学会を開催するとともに、工事完成後の定期メンテナンスを行うことによってOB顧客とのつながりを大切にしながら、安定的な受注活動を展開してまいりました。また、折込みチラシに加えてインターネット経由での集客にも注力し、自社ホームページを充実させるなどの対策を継続的に行っ

た結果、当連結会計年度におけるインターネット経由での集客件数は、1,092件（前年同期867件）と飛躍的に増加しました。

さらに、西海岸デザインに特化したリノベーション事業（商品名　beaux-arts®：ボザール）や、外壁塗装などの外装を専門に取扱う部門を新設するなど、提案力やデザイン性、専門性を強く打ち出して他社との差別化を図るとともに、第２四半期より運用を開始した材料・工事発注アプリ「オーダーネット」の安定稼働により、業務における効率化も進めてまいりました。

しかしながら、顧客の節約志向による受注平均単価の下落と他社との競争激化によって第３四半期の受注高が減少したため、第４四半期に受注状況が好転したものの、当連結会計年度における当事業の売上高は2,900百万円、セグメント利益は122百万円となりました。

〈新築住宅事業〉

当連結会計年度の新築住宅事業においては、「無添加厚塗りしっくい®」やコーラルストーンなどのオリジナル自然素材をふんだんに使い、イタリアから直輸入した建材・家具をトータルプロデュースした注文住宅「CASTELLO　DIPACE®」の販売を促進し、他社との差別化を図ってまいりました。また、これらを使用したZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の性能基準をクリアしたエネルギー収支ゼロの「体感型」モデルハウスを設置し、宿泊体験などを通して、実際に当社の住宅の心地良さを体感していただくことで魅力ある住まいづくりを推進してまいりました。

しかしながら、第４四半期に予定しておりました完成引渡し物件のうち４棟の引渡しが翌期にずれ込んだため、当連結会計年度における当事業の売上高は576百万円、セグメント損失は21百万円となりました。

〈不動産流通事業〉

当連結会計年度の不動産流通事業においては、買取再販事業で仕入れた自社物件の販売を促進するため、インターネットや折込チラシ等で物件の広告を強化するとともに、中古物件の売買仲介に際しては、お客様のニーズに合ったリフォーム・リノベーションの提案を行い、資産価値の創造、魅力ある住まいづくりを推進して売上拡大に努めてまいりました。

しかしながら、第４四半期に予定しておりました１物件の引渡しが翌期にずれ込んだため、売上高は299百万円、セグメント損失は１百万円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

（単位：百万円）

セグメントの名称	売上高
住宅リフォーム事業	2,900
新築住宅事業	576
不動産流通事業	299
合計	3,775

（注）上記金額には、消費税は含まれておりません。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は107百万円となりました。その主なものは次の通りであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備
- システム設備改修　13百万円
- 岡崎店新設　23百万円
- 一宮モデルハウス　23百万円

当連結会計年度において継続中の主要設備
- 瀬戸尾張旭店新設　41百万円

（3）資金調達の状況

平成29年２月10日に東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場及び名古屋証券取引所市場第二部への上場に伴う公募増資及び第三者割当増資により、総額406百万円の資金調達を行いました。

また、設備投資及び運転資金に充当するため、当連結会計年度中に300百万円を金融機関からの長期借入により調達しております。

（4）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年９月28日を効力発生日として、株式会社N-Basicの全株式を取得し、連結子会社としております。

(5) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である住宅ビジネスを取り巻く環境におきましては、当面、景気の弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、持続的成長への各種政策の効果もあって、引き続き緩やかに回復していくことが期待されますが、個人消費の停滞や企業収益の伸び悩みなど、予断を許さない状況が続くものと思われます。

一方、住宅ローン金利が低水準に推移しているほか、消費税率引き上げ前の駆け込み需要も予想され、住宅市場は堅調に推移することが期待されます。ただし、資材価格の動向や建設労働者の需給状況には、引き続き注視する必要があります。

このような事業環境の中、当社グループが対処すべき課題としましては、主に次の項目が挙げられます。

①事業エリア内でのシェアの拡大

当社グループは、現状、事業エリア内での深耕が不十分であると認識しております。

この課題を克服するために、新規出店による事業エリアの拡大のみで売上高増加を図るのではなく、マーケットリサーチの精密化によって新規顧客の獲得にあわせ、既存顧客のリピート受注の確保に注力すべく、受注活動における業務の効率化や、社員の教育を積極的に行うことが重要と考えております。

②事業エリアの拡大

さらなる事業の拡大を目指し、新規出店のみならず、M&Aや企業提携等も有効活用することで、事業エリア内のさらなる深耕はもちろんのこと、事業エリアの拡大により、日本全国にサービスを提供できる体制を構築してまいります。

③各事業部門間の連携の強化

当社グループは、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことを、目指すべきゴールに掲げております。このミッション達成に向けて、3万世帯を超えるOB顧客、供給ストックを活かし、住宅リフォーム事業、新築住宅事業、不動産流通事業を有機的に連携させることにより、お客様の住宅ニーズにワンストップで対応できる体制を充実させるべく、事業連携のシステム化を一層体系的に推進することを急務と考えております。

④コーポレート・ガバナンスの充実

継続的な事業の発展及び信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると認識しております。この課題を克服するために、当社グループは、強固な内部管理体制の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでおります。

まず、内部管理体制については、自浄能力の向上と組織内における内部牽制のさらなる機能強化を課題と捉えております。そこで部署内でのチェックの精度を高めて自浄能力を向上させることに加え、部署間での牽制機能をより一層発揮することに努めております。これらにより、経営の透明性及び公正性の確保が期待されます。

次にコンプライアンスの強化については、法令・社内規程類の遵守はもとより、日々の業務を適正かつ確実に遂行するとともに、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化しておりますが、さらなる信頼拡大に向け、これらの一層の強化が重要であると認識しております。

この課題を克服するために、内部監査室を設置し、定期的な業務監査を実施するとともに、社内規程の内容を随時見直し、各事業の業務運営の健全性の確保、情報共有、再発防止策の検討・実施、また適宜、社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図っております。

また、有価証券市場に対する投資家の信認を損なわないために、不公正な取引であるインサイダー取引に関する研修を継続して実施するとともに、株式等の取引に際しては手続きを厳格化して不正の防止に努めてまいります。

⑤人材の確保と育成

今後も事業を持続的に行っていくため、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要であると認識しております。

この課題を克服するために、入社１年目から経営者と同じ目線や考え方ができるように社内教育を充実させ、社員の資質向上を図り、部店長・課長・リーダーの育成を強化して、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

⑥ＩＴ技術のさらなる導入

住宅に関する事業を展開拡大していく上で、専門的知識や経験を有した人材を多く必要としておりますが、有効求人倍率の高止まりから十分な人材の確保ができずに機会損失が生じるおそれがあると認識しております。

この課題を克服するために、ＡＩやＩｏＴなどの情報処理技術を積極的に導入して、社員一人あたりの生産性を向上させることが重要であると考えております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	平成26年12月度 第40期	平成27年12月度 第41期	平成28年12月度 第42期	平成29年12月度 (当連結会計年度) 第43期
売上高 (千円)	2,419,706	4,134,242	3,887,915	3,775,848
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△278,875	205,006	312,907	82,354
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△191,707	120,040	201,993	52,892
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△216.18	134.77	214.80	42.15
総資産 (千円)	1,849,242	1,846,222	1,953,398	2,656,152
純資産 (千円)	552,318	707,979	891,776	1,330,475
1株当たり純資産 (円)	622.82	752.85	948.30	1,021.01

(注) 1．平成26年10月22日開催の臨時株主総会決議により、決算期を３月31日から12月31日に変更しました。第40期は平成26年４月１日から平成26年12月31日まで９ヶ月間の変則決算となっております。
2．平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式１株を40株に株式分割いたしました。このため、１株当たり指標は当該株式分割が第40期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3．当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第42期以前については当社単体を記載しております。
4．第40期、第41期及び第42期の親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失については、当社単体の当期純利益又は当期純損失を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社Ｎ－Ｂａｓｉｃ	10,000千円	100.0%	住宅リフォーム事業

(注) 当社は、当連結会計年度において、株式会社Ｎ－Ｂａｓｉｃの全株式を取得し、連結子会社としております。

(8) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

セグメントの名称	主要な事業内容
住宅リフォーム事業	住宅リフォーム・リノベーション
新築住宅事業	注文住宅設計・施工
不動産流通事業	不動産売買・仲介

(9) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

①当社

名称	所在地
本社	名古屋市中区栄
本店	名古屋市天白区島田
千種店	名古屋市千種区香流橋
中村店	名古屋市中村区豊国通
緑店	名古屋市緑区鳴仏目
北店	名古屋市北区城見通
刈谷東浦店	愛知県知多郡東浦町緒川北新田
豊田店	愛知県豊田市小坂本町
春日井店	愛知県春日井市八田町
一宮店	愛知県一宮市城崎通
名駅店	名古屋市中村区名駅
岡崎店	愛知県岡崎市戸崎町

②子会社

名称	所在地
株式会社Ｎ－Ｂａｓｉｃ	神戸市西区小山

（10）従業員の状況（平成29年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
114名（26名）	― 名

（注）1．従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を(　)内に外数で記載しております。
2．当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
111名（26名）	8名増	36.0歳	4.1年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を(　)内に外数で記載しております。

（11）主要な借入先（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	270,012千円
株式会社名古屋銀行	136,060千円
株式会社日本政策金融公庫	73,825千円
岡崎信用金庫	50,014千円

（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年２月10日に東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場及び名古屋証券取引所市場第二部へ上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　3,700,000株

（2）発行済株式の総数　1,303,100株（自己株式 2,400株を除く）

（3）株主数　1,343名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
安江博幸	492,800株	37.81％
安江久樹	76,400株	5.86％
安江将寛	56,000株	4.29％
安江工務店従業員持株会	28,100株	2.15％
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	21,200株	1.62％
八木祐輔	15,700株	1.20％
山本賢治	15,440株	1.18％
澤田朗	12,500株	0.95％
安江紀江	12,000株	0.92％
安江かおり	11,000株	0.84％

（注）持株比率は、自己株式（2,400株）を控除し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

平成29年２月９日を払込期日とする公募による新株式発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ161,000千円増加しております。また、平成29年３月14日を払込期日とする第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当）による新株式発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ42,262千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		平成26年４月22日	平成26年10月22日	平成28年３月31日
新株予約権の数		54個	150個	938個
役員の保有状況				
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	６個	－個	182個
	目的となる株式数	240株	－株	7,280株
	保有者数	１名	－名	３名
社外取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数	－個	－個	－個
	目的となる株式数	－株	－株	－株
	保有者数	－名	－名	－名
取締役（監査等委員）	新株予約権の数	－個	－個	－個
	目的となる株式数	－株	－株	－株
	保有者数	－名	－名	－名
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		2,160株	6,000株	37,520株
新株予約権の発行価額		無償	無償	無償
新株予約権の払込金額		606円	677円	800円
新株予約権の行使期間		平成28年５月１日 ～平成35年４月30日	平成28年12月１日 ～平成35年11月30日	平成32年４月１日 ～平成35年３月31日

・行使の条件　１）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

２）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人１人に限り相続できる。ただし、予め新株予約権の割当てを受けた者が、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、本新株予約権行使はできなくなり、本新株予約権は失効する。

３）その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

（注）平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式１株を40株に株式分割いたしました。これにより上表の「目的となる株式の数」「払込金額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成29年12月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
安江博幸	代表取締役社長	(株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ代表取締役会長
山本賢治	専務取締役	(株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役
印田昭彦	取締役	当社事業サポート部長
新田義正	取締役	当社住宅リフォーム事業部長
時田光一郎	取締役 (常勤監査等委員)	－
中浜明光	取締役 (監査等委員)	中浜明光公認会計士事務所所長 ＡＺＡＰＡ(株)社外取締役〔監査等委員〕 ミタチ産業(株)社外取締役 (株)ＭＴＧ社外取締役〔監査等委員〕 トビラシステムズ（株）社外取締役〔監査等委員〕 (株)コメダホールディングス社外取締役〔監査等委員〕 (株)コメダ監査役
滝一廣	取締役 (監査等委員)	－

(注) 1．取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び滝一廣氏は、社外取締役であります。
2．当社は、取締役時田光一郎氏及び中浜明光氏、滝一廣氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3．取締役中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は３名の監査等委員のうち、時田光一郎氏を常勤監査等委員に選定しております。常勤監査等委員を選定した理由は、日常的に情報を収集し、執行部門からの業務報告を定期的に聴取し、現場の実査を行うことを職務とする者からの情報を監査等委員会の全員で共有することを通じて、監査等委員会の審議・活動を一層実効的なものとするためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、該当する取締役と同規定に基づく責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	人員(名)	報酬等の総額(千円)	定時株主総会決議による役員報酬年額
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	4 (0)	58,200 (−)	年額100,000千円以内 (平成28年３月31日決議)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (3)	12,030 (12,030)	年額20,000千円以内 (平成28年３月31日決議)
合計 (うち社外取締役)	7 (3)	70,230 (12,030)	

(注) 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む。）は含んでおりません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役中浜明光氏は、中浜明光公認会計士事務所所長及び複数の社外取締役、社外監査役を兼務しておりますが、当該兼職先と当社とは特別な関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容
社外取締役 (監査等委員)	時田 光一郎	当事業年度開催の取締役会17回すべて、監査等委員会17回すべてに出席し、長年の大手都市銀行、監査法人等勤務における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中浜 明光	当事業年度開催の取締役会17回すべて、監査等委員会17回すべてに出席し、長年の監査法人における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	滝 一廣	当事業年度開催の取締役会17回すべて、監査等委員会17回すべてに出席し、当業界における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,400千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当、妥当と判断し同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループは、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

①取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。このため当社は、コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進させるとともに、内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長及び監査等委員会に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程等に基づき保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理規程も併せて整備する。

④当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。さらに、取締役会の決議を受けて各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務を遂行するため、毎月定期的に幹部会を開催する。各部門の遂行状況については、取締役会及び幹部会に報告の上協議され、施策・業務遂行体制を阻害する要因があれば分析し改善を図っていく。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、子会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長及び監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置く体制と当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、内部監査室は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

⑧当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。

⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び監査法人との定期的な意見交換を行う。

⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。これに備え、平素から、警察、暴力追放県民会議、弁護士等外部の専門機関との連携を築く。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社及び当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下の通りであります。

①コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス委員会を当事業年度において４回開催し、①業務執行におけるコンプライアンスの実践状況の把握　②内部通報制度の運用状況の確認　③インサイダー取引防止の適切な運用のための情報発信等コンプライアンス活動を推進してまいりました。

②リスク管理体制に関する運用状況

リスク管理に関しては、事業サポート部において具体的なリスクを想定、分類し把握するとともに管理しています。半年に１回取締役会にて状況を報告し情報共有を行っております。

③効率的職務執行体制に関する運用状況

幹部会を当事業年度において毎月１回合計12回開催し、取締役会も17回開催しております。役員及び幹部の情報交換を行うとともに経営に係る情報を共有し、担当部門の業務執行の適正性や迅速な業務執行と意思決定を逐次確認しております。

④監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会は、社外取締役３名で構成されており当事業年度においては17回開催し、取締役会やその他の重要な会議に出席しております。また、監査・監督の実効性の向上、内部監査部門を活用した監査の実施により、内部統制の実効性の向上を図っております。さらに、会計監査人と意見交換を通じて、監査の質の向上に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

平成29年12月期につきましては、上記方針を踏まえ、平成30年３月９日開催の取締役会において、１株当たりの年間配当金を43円（うち、普通配当40円・記念配当３円）とさせていただきました。

なお、剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第１項に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第６条の規定に基づき取締役会の決議によることといたしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,707,301**	**流動負債**	**954,058**
現金預金	885,909	工事未払金	299,603
完成工事未収入金	90,553	１年内返済予定の長期借入金	170,232
未成工事支出金	106,587	未払金	48,517
販売用不動産	546,747	未払法人税等	3,892
材料貯蔵品	4,027	未成工事受入金	344,119
繰延税金資産	20,809	賞与引当金	27,365
その他	52,666	完成工事補償引当金	27,335
固定資産	**948,850**	その他	32,992
有形固定資産	**832,012**	**固定負債**	**371,618**
建物及び構築物	271,030	長期借入金	368,779
土地	488,977	繰延税金負債	2,839
建設仮勘定	41,005	**負債合計**	**1,325,676**
その他	30,997	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**49,537**	**株主資本**	**1,327,186**
のれん	15,489	資本金	244,734
ソフトウェア	31,980	資本剰余金	235,084
その他	2,067	利益剰余金	849,141
投資その他の資産	**67,300**	自己株式	△1,773
投資有価証券	14,349	**その他の包括利益累計額**	**3,289**
その他	52,950	その他有価証券評価差額金	3,289
		純資産合計	**1,330,475**
資産合計	**2,656,152**	**負債純資産合計**	**2,656,152**

連結損益計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	3,512,940	
兼業事業売上高	262,907	**3,775,848**
売上原価		
完成工事原価	2,301,983	
兼業事業売上原価	208,858	**2,510,841**
売上総利益		
完成工事総利益	1,210,957	
兼業事業総利益	54,049	**1,265,006**
販売費及び一般管理費		**1,166,349**
営業利益		**98,657**
営業外収益		
受取利息及び配当金	250	
補償金収入	692	
売電収入	1,391	
その他	1,480	**3,815**
営業外費用		
支払利息	2,815	
売電費用	656	
株式公開費用	16,631	
その他	14	**20,118**
経常利益		**82,354**
税金等調整前当期純利益		**82,354**
法人税、住民税及び事業税	28,312	
法人税等調整額	1,149	**29,462**
当期純利益		**52,892**
親会社株主に帰属する当期純利益		**52,892**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年 1 月 1 日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,400	28,750	825,401	△1,773	890,779
当期変動額					
新株の発行	206,334	206,334			412,668
剰余金の配当			△29,152		△29,152
親会社株主に帰属する当期純利益			52,892		52,892
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	206,334	206,334	23,739	—	436,407
当期末残高	244,734	235,084	849,141	△1,773	1,327,186

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	997	997	891,776
当期変動額			
新株の発行			412,668
剰余金の配当			△29,152
親会社株主に帰属する当期純利益			52,892
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,291	2,291	2,291
当期変動額合計	2,291	2,291	438,698
当期末残高	3,289	3,289	1,330,475

貸　借　対　照　表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資　産　の　部)		**(負　債　の　部)**	
流動資産	**1,699,906**	**流動負債**	**936,514**
現金預金	850,223	工事未払金	291,960
完成工事未収入金	90,220	１年内返済予定の長期借入金	168,132
未成工事支出金	105,696	未払金	47,815
販売用不動産	546,747	未払費用	11,768
材料貯蔵品	3,949	未払法人税等	3,820
関係会社短期貸付金	30,000	未成工事受入金	339,619
前払費用	15,572	預り金	18,530
繰延税金資産	20,809	賞与引当金	27,215
その他	36,687	完成工事補償引当金	27,335
固定資産	**933,431**	その他	316
有形固定資産	**817,344**	**固定負債**	**362,967**
建物	248,723	長期借入金	361,779
構築物	17,016	繰延税金負債	1,188
機械及び装置	6,428	**負　債　合　計**	**1,299,482**
車両運搬具	6,671	**(純 資 産 の 部)**	
工具器具・備品	17,787	**株主資本**	**1,330,567**
土地	479,711	資本金	244,734
建設仮勘定	41,005	資本剰余金	235,084
無形固定資産	**33,896**	資本準備金	214,734
ソフトウェア	31,829	その他資本剰余金	20,350
その他	2,067	利益剰余金	852,521
投資その他の資産	**82,190**	利益準備金	4,010
投資有価証券	14,349	その他利益剰余金	848,511
関係会社株式	17,000	特別償却準備金	1,971
長期前払費用	4,273	別途積立金	305,000
その他	46,566	繰越利益剰余金	541,540
		自己株式	△1,773
		評価・換算差額等	**3,289**
		その他有価証券評価差額金	3,289
		純　資　産　合　計	**1,333,856**
資　産　合　計	**2,633,338**	**負債純資産合計**	**2,633,338**

損　益　計　算　書

（平成29年 1 月 1 日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
完成工事高	3,492,749	
兼業事業売上高	262,483	**3,755,232**
売上原価		
完成工事原価	2,290,455	
兼業事業売上原価	208,858	**2,499,314**
売上総利益		
完成工事総利益	1,202,293	
兼業事業総利益	53,624	**1,255,918**
販売費及び一般管理費		**1,153,940**
営業利益		**101,978**
営業外収益		
受取利息及び配当金	307	
補償金収入	692	
売電収入	1,391	
その他	1,424	**3,816**
営業外費用		
支払利息	2,775	
売電費用	656	
株式公開費用	16,631	
その他	14	**20,077**
経常利益		**85,716**
税引前当期純利益		**85,716**
法人税、住民税及び事業税	28,294	
法人税等調整額	1,149	**29,444**
当期純利益		**56,272**

株主資本等変動計算書

（平成29年 1 月 1 日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	38,400	8,400	20,350	28,750	4,010	2,685	305,000	513,706	825,401
当期変動額									
新株の発行	206,334	206,334		206,334					
剰余金の配当								△29,152	△29,152
当期純利益								56,272	56,272
特別償却準備金の取崩						△714		714	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
当期変動額合計	206,334	206,334	－	206,334	－	△714	－	27,833	27,119
当期末残高	244,734	214,734	20,350	235,084	4,010	1,971	305,000	541,540	852,521

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,773	890,779	997	997	891,776
当期変動額					
新株の発行		412,668			412,668
剰余金の配当		△29,152			△29,152
当期純利益		56,272			56,272
特別償却準備金の取崩		－			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			2,291	2,291	2,291
当期変動額合計	－	439,788	2,291	2,291	442,079
当期末残高	△1,773	1,330,567	3,289	3,289	1,333,856

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月28日

株式会社安江工務店
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　富　康　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淺　井　明紀子	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社安江工務店の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安江工務店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月28日

株式会社安江工務店
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　富　康　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淺　井　明紀子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社安江工務店の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に依拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年３月２日

株式会社安江工務店　監査等委員会

常勤監査等委員　時　田　光一郎　㊞

監 査 等 委 員　中　浜　明　光　㊞

監 査 等 委 員　滝　　一　廣　㊞

（注）監査等委員時田光一郎、中浜明光及び滝一廣は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　監査等委員でない取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（４名）は任期満了となります。

つきましては監査等委員でない取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	安江 博幸 (昭和40年９月７日生) (再任)	平成元年４月 平成４年５月 平成６年４月 平成11年４月 平成29年９月	三井ホーム(株)入社 (株)麦島建設入社 当社入社 当社専務取締役 当社代表取締役社長（現任） (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ代表取締役会長（現任）	492,800株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、平成11年４月以降代表取締役として当社の基盤構築、事業拡大をすすめてまいりました。今後も優れた経営手腕が発揮されることを期待し、取締役候補者としております。			
2	山本 賢治 (昭和37年２月12日生) (再任)	平成14年11月 平成15年９月 平成17年４月 平成21年５月 平成25年４月 平成28年３月 平成29年９月	(株)トーメー（現(株)メニコンネクト）入社 当社入社　営業企画支援室長 当社総務企画部長 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役（現任） (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役（現任）	15,440株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社で長年にわたり経営に携わり、平成28年３月より当社の専務取締役を務めております。主に、企画・管理部門に豊富な経験と知見を有しており、適切な経営判断が行われることを期待し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	印田 昭彦 (いんだ あきひこ) (昭和49年11月4日生) (再任)	平成 9 年 4 月 平成20年10月 平成23年 4 月 平成26年 4 月 平成27年 3 月	名古屋トヨペット(株)入社 当社入社 当社千種店店長 当社管理部長 当社取締役事業サポート部長（現任）	8,720株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社で店長経験を経て管理部長を経験し、平成27年３月より当社の取締役を務めております。これらを通じて培った幅広い経験が、当社の経営に活かされることを期待し、取締役候補者としております。			
4	新田 義正 (にった よしまさ) (昭和49年４月16日生) (再任)	平成20年12月 平成26年 3 月 平成26年10月 平成27年 4 月 平成29年 3 月	(株)ユーアイファクトリー入社 当社入社 当社春日井店店長 当社住宅リフォーム事業部長 当社取締役住宅リフォーム事業部長（現任）	7,620株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社で店長経験を経て住宅リフォーム事業部長を経験し、平成29年３月より当社の取締役を務めております。主力事業の責任者として培った経験が、当社の経営に活かされることを期待し、取締役候補者としております。			

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第２号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（３名）は任期満了となります。

つきましては監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	時田（ときだ） 光一郎（こういちろう） (昭和24年５月18日生) (再任)	昭和47年４月 平成11年６月 平成19年８月 平成23年８月 平成25年12月 平成26年12月 平成27年11月 平成28年３月	(株)東海銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）入行 中央監査法人入所 有限責任あずさ監査法人入所 中央朝日コンサルティング(株)入社 キャリオ技研(株)参与 ケイティー戦略経営オフィス開設 当社常勤監査役 当社社外取締役〔常勤監査等委員〕（現任）	2,000株
	（社外取締役候補者とした理由） 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、金融業界及び監査法人、コンサル会社等における豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、その知見を当社の監査体制の強化に役立てていただけると判断し、監査等委員として適任と考えられ、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	中浜 明光（なかはま あけみつ） (昭和23年11月５日生) (再任)	昭和46年４月 昭和49年９月 平成26年１月 平成26年４月 平成26年５月 平成27年８月 平成27年９月 平成28年１月 平成28年３月 平成29年５月 平成29年５月	監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 公認会計士登録 中浜明光公認会計士事務所開設（現任） ＡＺＡＰＡ(株)社外監査役（のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任） 当社社外監査役 ミタチ産業(株)社外取締役（現任） (株)ＭＴＧ社外監査役（のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任） トビラシステムズ(株)社外監査役（のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任） 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） (株)コメダホールディングス社外取締役〔監査等委員〕（現任） (株)コメダ監査役（現任）	5,000株
	（社外取締役候補者とした理由） 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知見を当社の監査体制の強化に役立てていただけると判断し、監査等委員として適任と考えられ、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	滝（たき） 一廣（かずひろ） (昭和25年５月22日生) (再任)	昭和44年３月 平成22年６月 平成27年３月 平成28年３月	(株)山月堂商店（現(株)サンゲツ）入社 同社中部支社営業開発主幹 当社社外取締役 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）	5,000株
	（社外取締役候補者とした理由） 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる豊富な業界経験を有しており、その経験を当社の監査体制の強化に役立てていただけると判断し、監査等委員として適任と考えられ、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．各候補者とも、社外取締役の候補者であります。
３．当社は、取締役時田光一郎氏及び中浜明光氏、滝一廣氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
４．時田光一郎氏及び中浜明光氏の当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年となります。
５．滝一廣氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって３年であり、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年となります。
６．当社は各氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合には、各氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。以下同じ。）及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第１項第３号の報酬に該当し、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、平成28年３月31日開催の第41回定時株主総会において年額100百万円以内とする旨を承認いただき今日にいたっておりますが、当該報酬とは別枠で当社取締役に対し、報酬として年額40百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき併せてご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役の員数及び職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なストックオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが特段の意見はございませんでした。

また、第１号議案が原案通り承認されますと取締役の員数は４名となります。

付与する新株予約権の内容は、次の通りであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社グループ全体の結束力を高めるとともに企業価値の増大、優秀な人材の流失防止を図るため、当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対して、無償で新株予約権を発行するものであります。

２．募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

（１）新株予約権の総数

400個を上限とし、当社取締役に対する割当ては、250個を上限とする。

（新株予約権１個につき普通株式100株、ただし、後記（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（２）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式40,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

（3）新株予約権と引き換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引き換えに金銭を払込むことを要しない。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない日はそれに先立つ直近の終値。）を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

（5）新株予約権の行使期間

平成33年４月１日から平成37年３月31日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）新株予約権の取得事由
①当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

②当社は、新株予約権者が後期（11）に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

（9）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（4）で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権の行使期間
　前記（5）に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記（5）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
　前記（6）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由
　前記（8）に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使の条件
　後記（11）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の処理
　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件
①新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時においても、当社及び子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。ただし、下記③で規定する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。

③その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(12) その他の事項
　新株予約権に関するその他の事項については取締役会決議により決定する。

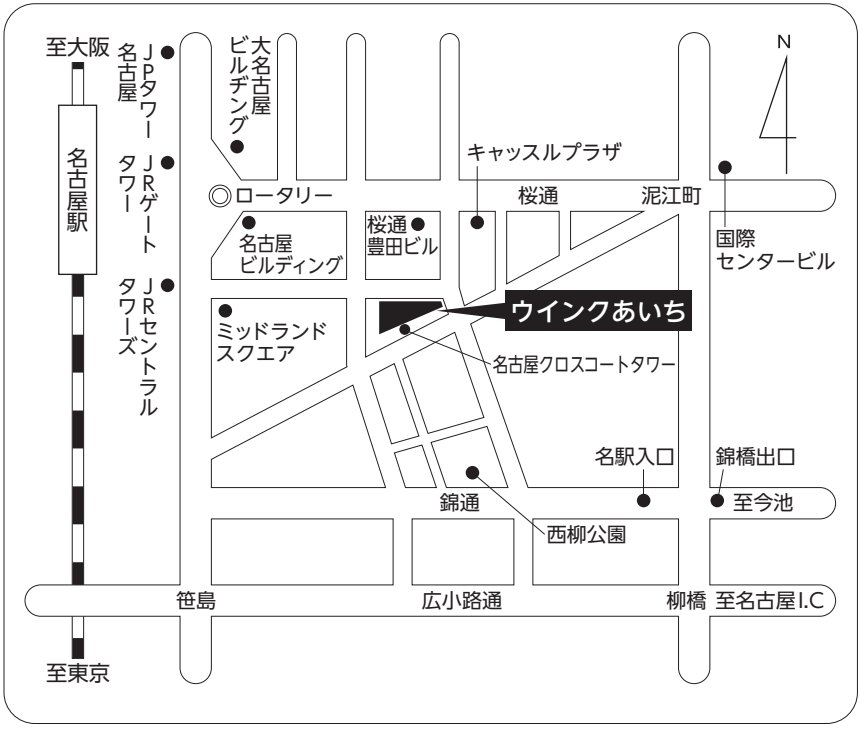
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　　名古屋市中村区名駅四丁目４番38号
ウインクあいち（愛知県産業労働センター）
９階901会議室
電話　(052) 571-6131



交通のご案内

JR・地下鉄・名鉄・近鉄名古屋駅下車
◎JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面　徒歩５分
◎ユニモール地下街　５番出口　徒歩２分

駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK